

福岡県医発第779号(地)
平成17年 7月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



介護保険法改正に伴う介護報酬等見直し(平成17年10月実施)
に関する諮問の送付について

介護保険法等の一部を改正する法律の可決・成立により、平成17年10月1日より、介護保健施設等における居住費(滞在費)及び食費が保険給付の対象外となることに伴い、平成17年7月14日に厚生労働大臣から厚生労働省社会保障審議会介護保険給付費分科会に、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について諮問があり、介護報酬等の見直しの審議が行われた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- (1) 今回の見直しは、介護保険法改正による居住費・食費が保険給付対象外となることに伴うものであり、平成18年4月に予定されている次期介護報酬改定に向けては、介護給付費分科会において、在宅ケアの推進に関する課題ならびに個室と多床室のバランス、人員配置の在り方、利用者の居住環境の改善等の諸問題について検討される予定です。
- (2) 厚生労働省社会保障審議会会長から厚生労働大臣への答申につきましては、後日、日本医師会から通知があり次第ご連絡いたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



厚生労働省発老第0714001号

平成 1 7 年 7 月 1 4 日

社会保障審議会

会 長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

尾辻 秀久

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項、第46条第3項、第48条第4項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第5項において準用する場合を含む。）、第53条第3項及び第58条第3項、第74条第3項、第81条第3項、第88条第3項、第97条第4項及び第110条第3項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙 1

介護報酬単位の見直し案

現 行	改 正 案
1 通所介護費 ※ 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所介護事業所において通所介護計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき 39 単位を所定単位数に加算する。 2 通所リハビリテーション費 ※ 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所リハビリテーション事業所において通所リハビリテーション計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき 39 単位を所定単位数に加算する。 3 短期入所生活介護費(1日につき) イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) a 要支援 831 単位 b 要介護 1 875 単位 c 要介護 2 946 単位 d 要介護 3 1,016 単位 e 要介護 4 1,087 単位 f 要介護 5 1,157 単位	1 通所介護費 (削除) 2 通所リハビリテーション費 (削除) 3 短期入所生活介護費(1日につき) イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) a 要支援 597 単位 b 要介護 1 641 単位 c 要介護 2 712 単位 d 要介護 3 782 単位 e 要介護 4 853 単位 f 要介護 5 923 単位 (二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) a 要支援 679 単位 b 要介護 1 723 単位 c 要介護 2 794 単位 d 要介護 3 864 単位 e 要介護 4 935 単位 f 要介護 5 1,005 単位

(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援	765 単位
b 要介護 1	799 単位
c 要介護 2	854 単位
d 要介護 3	909 単位
e 要介護 4	964 単位
f 要介護 5	1,019 単位

(三) 単独型短期入所生活介護費(Ⅲ)

a 要支援	723 単位
b 要介護 1	752 単位
c 要介護 2	797 単位
d 要介護 3	843 単位
e 要介護 4	889 単位
f 要介護 5	934 単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援	797 単位
b 要介護 1	841 単位
c 要介護 2	912 単位
d 要介護 3	982 単位
e 要介護 4	1,053 単位
f 要介護 5	1,123 単位

(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援	731 単位
b 要介護 1	765 単位
c 要介護 2	820 単位
d 要介護 3	875 単位
e 要介護 4	930 単位

(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 3.5 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 4.1 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(2) 併設型短期入所生活介護費

(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援	563 単位
b 要介護 1	607 単位
c 要介護 2	678 単位
d 要介護 3	748 単位
e 要介護 4	819 単位
f 要介護 5	889 単位

従来型個室

(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援	645 単位
b 要介護 1	689 単位
c 要介護 2	760 単位
d 要介護 3	830 単位
e 要介護 4	901 単位
f 要介護 5	971 単位

多床室

(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 3.5 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

f 要介護 5	985 単位
(三) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a 要支援	689 単位
b 要介護 1	718 単位
c 要介護 2	763 単位
d 要介護 3	809 単位
e 要介護 4	855 単位
f 要介護 5	900 単位
□ 小規模生活単位型短期入所生活介護費	
(1) 単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費	
(一) 要支援	952 単位
(二) 要介護 1	982 単位
(三) 要介護 2	1,029 単位
(四) 要介護 3	1,077 単位
(五) 要介護 4	1,125 単位
(六) 要介護 5	1,172 単位
(2) 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費	
(一) 要支援	918 単位
(二) 要介護 1	948 単位
(三) 要介護 2	995 単位
(四) 要介護 3	1,043 単位
(五) 要介護 4	1,091 単位
(六) 要介護 5	1,138 単位

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1 :
1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

□ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a 要支援	675 単位
b 要介護 1	705 単位
c 要介護 2	752 単位
d 要介護 3	800 単位
e 要介護 4	848 単位
f 要介護 5	895 単位
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援	675 単位
b 要介護 1	705 単位
c 要介護 2	752 単位
d 要介護 3	800 単位
e 要介護 4	848 単位
f 要介護 5	895 単位
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a 要支援	641 単位
b 要介護 1	671 単位
c 要介護 2	718 単位
d 要介護 3	766 単位
e 要介護 4	814 単位
f 要介護 5	861 単位
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援	641 単位

b 要介護 1	671 単位
c 要介護 2	718 単位
d 要介護 3	766 単位
e 要介護 4	814 単位
f 要介護 5	861 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、単独型短期入所生活介護費、併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、当分の間、それぞれ単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）、併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、単独型短期入所生活介護費、併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）、併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。
イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（*）に該当する従来型個室を利用する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・ 指定短期入所生活介護事業所 10.65㎡以下

※ 栄養管理体制加算
イ 管理栄養士配置加算 12 単位
ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配

4 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	949 単位
b 要介護 1	983 単位
c 要介護 2	1,032 単位
d 要介護 3	1,085 単位
e 要介護 4	1,139 単位
f 要介護 5	1,192 単位

置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※の口については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算

23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*
*) 指定短期入所生活介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

4 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	698 単位
b 要介護 1	732 単位
c 要介護 2	781 単位
d 要介護 3	834 単位
e 要介護 4	888 単位
f 要介護 5	941 単位

従来型個室

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	863 単位
b 要介護 1	889 単位
c 要介護 2	931 単位
d 要介護 3	973 単位
e 要介護 4	1,015 単位
f 要介護 5	1,057 単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	797 単位
b 要介護 1	831 単位
c 要介護 2	880 単位
d 要介護 3	933 単位
e 要介護 4	987 単位
f 要介護 5	1,040 単位

多床室

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.6 :
1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要支援	685 単位
b 要介護 1	719 単位
c 要介護 2	768 単位
d 要介護 3	821 単位
e 要介護 4	875 単位
f 要介護 5	928 単位

ユニット型個室

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	685 単位
b 要介護 1	719 単位
c 要介護 2	768 単位
d 要介護 3	821 単位
e 要介護 4	875 単位
f 要介護 5	928 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*)に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること

・ 介護老人保健施設

8. 0㎡以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算

12 単位

ロ 栄養士配置加算

10 単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算

23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	950 単位
b 要介護 1	984 単位
c 要介護 2	1,094 単位
d 要介護 3	1,332 単位
e 要介護 4	1,433 単位
f 要介護 5	1,524 単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 要支援	905 単位
b 要介護 1	924 単位

出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)
*) 指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要支援	667 単位
ii 要介護 1	701 単位
iii 要介護 2	811 単位
iv 要介護 3	1,049 単位
v 要介護 4	1,150 単位
vi 要介護 5	1,241 単位

従来型個室

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要支援	798 単位
ii 要介護 1	832 単位
iii 要介護 2	942 単位
iv 要介護 3	1,180 単位
v 要介護 4	1,281 単位
vi 要介護 5	1,372 単位

多床室

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要支援	622 単位
ii 要介護 1	641 単位

c	要介護 2	1,033 単位
d	要介護 3	1,193 単位
e	要介護 4	1,349 単位
f	要介護 5	1,391 単位

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a	要支援	874 単位
b	要介護 1	894 単位
c	要介護 2	1,005 単位
d	要介護 3	1,156 単位
e	要介護 4	1,313 単位
f	要介護 5	1,354 単位

iii	要介護 2	750 単位
iv	要介護 3	910 単位
v	要介護 4	1,066 単位
vi	要介護 5	1,108 単位

従来型個室

b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

i	要支援	753 単位
ii	要介護 1	772 単位
iii	要介護 2	881 単位
iv	要介護 3	1,041 単位
v	要介護 4	1,197 単位
vi	要介護 5	1,239 単位

多床室

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

i	要支援	591 単位
ii	要介護 1	611 単位
iii	要介護 2	722 単位
iv	要介護 3	873 単位
v	要介護 4	1,030 単位
vi	要介護 5	1,071 単位

従来型個室

b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

i	要支援	722 単位
ii	要介護 1	742 単位
iii	要介護 2	853 単位
iv	要介護 3	1,004 単位
v	要介護 4	1,161 単位
vi	要介護 5	1,202 単位

多床室

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a	要支援	686 単位
b	要介護 1	720 単位
c	要介護 2	830 単位
d	要介護 3	1,068 単位
e	要介護 4	1,169 単位
f	要介護 5	1,260 単位

ユニット型個室

(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	686 単位
b 要介護 1	720 単位
c 要介護 2	830 単位
d 要介護 3	1,068 単位
e 要介護 4	1,169 単位
f 要介護 5	1,260 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）を支給する場合は、それぞれ病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（*）に該当する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

- * 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
- ・ 介護療養型医療施設（病院）

6. 4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12 単位
- ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	929 単位
b 要介護 1	965 単位
c 要介護 2	1,017 単位
d 要介護 3	1,069 単位
e 要介護 4	1,120 単位
f 要介護 5	1,172 単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II)

a 要支援	842 単位
b 要介護 1	875 単位
c 要介護 2	921 単位
d 要介護 3	967 単位
e 要介護 4	1,013 単位
f 要介護 5	1,059 単位

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要支援	646 単位
ii 要介護 1	682 単位
iii 要介護 2	734 単位
iv 要介護 3	786 単位
v 要介護 4	837 単位
vi 要介護 5	889 単位

従来型個室

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要支援	777 単位
ii 要介護 1	813 単位
iii 要介護 2	865 単位
iv 要介護 3	917 単位
v 要介護 4	968 単位
vi 要介護 5	1,020 単位

多床室

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要支援	559 単位
ii 要介護 1	592 単位
iii 要介護 2	638 単位
iv 要介護 3	684 単位
v 要介護 4	730 単位
vi 要介護 5	776 単位

従来型個室

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要支援	690 単位
ii 要介護 1	723 単位
iii 要介護 2	769 単位
iv 要介護 3	815 単位
v 要介護 4	861 単位
vi 要介護 5	907 単位

多床室

(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	717 単位
b 要介護 1	753 単位

c 要介護 2		805 単位
d 要介護 3	ユニット型個室	857 単位
e 要介護 4		908 単位
f 要介護 5		960 単位

(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (Ⅱ)

a 要支援		717 単位
b 要介護 1		753 単位
c 要介護 2	ユニット型準個室	805 単位
d 要介護 3		857 単位
e 要介護 4		908 単位
f 要介護 5		960 単位

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用しており、かつ、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用する者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）を支給する場合は、それぞれ診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（*）に該当する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要

があると医師が判断した者

- * 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
- ・介護療養型医療施設（診療所） 6. 4 m²以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12 単位
- ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,125 単位
b 要介護 1	1,168 単位
c 要介護 2	1,239 単位
d 要介護 3	1,309 単位
e 要介護 4	1,380 単位
f 要介護 5	1,450 単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,097 単位
b 要介護 1	1,139 単位
c 要介護 2	1,208 単位
d 要介護 3	1,276 単位
e 要介護 4	1,345 単位
f 要介護 5	1,413 単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要支援		842 単位
ii 要介護 1	従来型個室	885 単位
iii 要介護 2		956 単位
iv 要介護 3		1,026 単位
v 要介護 4		1,097 単位
vi 要介護 5		1,167 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要支援		973 単位
ii 要介護 1		1,016 単位
iii 要介護 2	多床室	1,087 単位
iv 要介護 3		1,157 単位
v 要介護 4		1,228 単位
vi 要介護 5		1,298 単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要支援		814 単位
ii 要介護 1		856 単位
iii 要介護 2	従来型個室	925 単位
iv 要介護 3		993 単位
v 要介護 4		1,062 単位
vi 要介護 5		1,130 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要支援		945 単位
ii 要介護 1		987 単位
iii 要介護 2	多床室	1,056 単位
iv 要介護 3		1,124 単位
v 要介護 4		1,193 単位
vi 要介護 5		1,261 単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

a 要支援	1,081 単位
b 要介護 1	1,123 単位
c 要介護 2	1,190 単位
d 要介護 3	1,257 単位
e 要介護 4	1,325 単位
f 要介護 5	1,392 単位

i 要支援	798 単位
ii 要介護 1	840 単位
iii 要介護 2	907 単位
iv 要介護 3	974 単位
v 要介護 4	1,042 単位
vi 要介護 5	1,109 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援	929 単位
ii 要介護 1	971 単位
iii 要介護 2	1,038 単位
iv 要介護 3	1,105 単位
v 要介護 4	1,173 単位
vi 要介護 5	1,240 単位

従来型個室

多床室

(2) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)

a 要支援	861 単位
b 要介護 1	904 単位
c 要介護 2	975 単位
d 要介護 3	1,045 単位
e 要介護 4	1,116 単位
f 要介護 5	1,186 単位

ユニット型個室

(二) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)

a 要支援	861 単位
b 要介護 1	904 単位
c 要介護 2	975 単位
d 要介護 3	1,045 単位
e 要介護 4	1,116 単位
f 要介護 5	1,186 単位

ユニット型準個室

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用しており、かつ、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用する者 (別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*) に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (III) を支給する場合は、当分の間、それぞれ認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) の認知

症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。

- * 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室を利用する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- * 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟) 6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置し

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
基準適合診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(1) 要支援	796 単位
(2) 要介護 1	828 単位
(3) 要介護 2	871 単位
(4) 要介護 3	915 単位
(5) 要介護 4	959 単位
(6) 要介護 5	1,003 単位

ているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養費加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)(1日につき)

(一) 要支援	513 単位
(二) 要介護 1	545 単位
(三) 要介護 2	588 単位
(四) 要介護 3	632 単位
(五) 要介護 4	676 単位
(六) 要介護 5	720 単位

従来型個室

(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)(1日につき)

(一) 要支援	644 単位
(二) 要介護 1	676 単位
(三) 要介護 2	719 単位
(四) 要介護 3	763 単位
(五) 要介護 4	807 単位
(六) 要介護 5	851 単位

多床室

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、基準適合診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（*）に該当する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・基準適合診療所 6. 4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算 12 単位

ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事

5 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス

(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 介護福祉施設サービス費

a 介護福祉施設サービス費(I)

i 要介護 1	677 単位
ii 要介護 2	748 単位
iii 要介護 3	818 単位
iv 要介護 4	889 単位
v 要介護 5	959 単位

業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算

23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

5 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス

(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 介護福祉施設サービス費

a 介護福祉施設サービス費(I)

i 要介護 1		577 単位
ii 要介護 2		648 単位
iii 要介護 3	従来型個室	718 単位
iv 要介護 4		789 単位
v 要介護 5		859 単位

b 介護福祉施設サービス費(II)

i 要介護 1		659 単位
ii 要介護 2		730 単位
iii 要介護 3	多床室	800 単位
iv 要介護 4		871 単位

b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護 1	601 単位
ii 要介護 2	656 単位
iii 要介護 3	711 単位
iv 要介護 4	766 単位
v 要介護 5	821 単位
c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	
i 要介護 1	554 単位
ii 要介護 2	599 単位
iii 要介護 3	645 単位
iv 要介護 4	691 単位
v 要介護 5	736 単位
(二) 小規模介護福祉施設サービス費	
a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
i 要介護 1	841 単位
ii 要介護 2	908 単位
iii 要介護 3	976 単位
iv 要介護 4	1,043 単位
v 要介護 5	1,110 単位
b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護 1	722 単位
ii 要介護 2	770 単位
iii 要介護 3	819 単位
iv 要介護 4	867 単位
v 要介護 5	915 単位
c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	
i 要介護 1	670 単位

v 要介護 5 941 単位
(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 3.5 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 4.1 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(二) 小規模介護福祉施設サービス費

a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
i 要介護 1	741 単位
ii 要介護 2	808 単位
iii 要介護 3	876 単位
iv 要介護 4	943 単位
v 要介護 5	1,010 単位
b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護 1	823 単位
ii 要介護 2	890 単位
iii 要介護 3	958 単位
iv 要介護 4	1,025 単位
v 要介護 5	1,092 単位

従来型個室

多床室

(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 3.5 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

ii 要介護 2	710 単位
iii 要介護 3	750 単位
iv 要介護 4	790 単位
v 要介護 5	830 単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	677 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	787 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	924 単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	601 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	686 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	793 単位
c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	554 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	624 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	713 単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	945 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	722 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	797 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	890 単位

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 4. 1 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	577 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	従来型個室 687 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	824 単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	659 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	多床室 769 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	906 単位

(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 3. 5 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 4. 1 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	741 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	従来型個室 845 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	976 単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	823 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	多床室 927 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,058 単位

(削除)

平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 3. 5 :
1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	670 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	732 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	810 単位
ロ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1 日につき)	
(一) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	
a 要介護 1	784 単位
b 要介護 2	831 単位
c 要介護 3	879 単位
d 要介護 4	927 単位
e 要介護 5	974 単位
(二) 小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費	
a 要介護 1	841 単位
b 要介護 2	908 単位
c 要介護 3	976 単位
d 要介護 4	1,043 単位
e 要介護 5	1,110 単位
(2) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1 日につき)	
(一) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

(削除)	
平成 17 年 3 月 31 日で介護職員・看護職員の 4. 1 : 1 以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。	
ロ ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1 日につき)	
(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	
a ユニット型介護福祉施設サービス費 (Ⅰ)	
i 要介護 1	641 単位
ii 要介護 2	688 単位
iii 要介護 3	736 単位
iv 要介護 4	784 単位
v 要介護 5	831 単位
b ユニット型介護福祉施設サービス費 (Ⅱ)	
i 要介護 1	641 単位
ii 要介護 2	688 単位
iii 要介護 3	736 単位
iv 要介護 4	784 単位
v 要介護 5	831 単位
(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (Ⅰ)	
i 要介護 1	698 単位
ii 要介護 2	765 単位
iii 要介護 3	833 単位
iv 要介護 4	900 単位
v 要介護 5	967 単位
b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (Ⅱ)	
i 要介護 1	698 単位
ii 要介護 2	765 単位
iii 要介護 3	833 単位
iv 要介護 4	900 単位
v 要介護 5	967 単位
(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1 日につき)	
(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

a 要介護状態以外又は要介護 1	784 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	858 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	950 単位

(二) 小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a 要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	945 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位

※ ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う指定介護老人福祉施設として都道府県知事に届け出たものにおいて、所得の状況その他の事情を斟酌して別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に、当該入所者の基準に係る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 加算 1	33 単位
ロ 加算 2	66 単位

a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)	
i 要介護 1	641 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	715 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	807 単位

ユニット型個室

b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)	
i 要介護 1	641 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	715 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	807 単位

ユニット型準個室

(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)	
i 要介護 1	698 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	802 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	933 単位

ユニット型個室

b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)	
i 要介護 1	698 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	802 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	933 単位

ユニット型準個室

(削除)

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入所しており、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ介護福祉施設サービス費（II）、小規模介護福祉施設サービス費（II）、旧措置入所者介護福祉施設サービス費（II）、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（II）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間
(従来型個室に入所している期間が30日に満たない場合は、当該入所期間)において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること

・介護老人福祉施設 10.65㎡以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算 12単位

ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な

栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能に着目した、食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護老人福祉施設であること

＊ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊＊）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 利用者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入所者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につ

6 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 要介護 1	819 単位
(二) 要介護 2	868 単位
(三) 要介護 3	921 単位
(四) 要介護 4	975 単位
(五) 要介護 5	1,028 単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 要介護 1	725 単位
(二) 要介護 2	767 単位
(三) 要介護 3	809 単位
(四) 要介護 4	851 単位
(五) 要介護 5	893 単位

き所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護老人福祉施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

6 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 要介護 1	702 単位
(二) 要介護 2	751 単位
(三) 要介護 3	804 単位
(四) 要介護 4	858 単位
(五) 要介護 5	911 単位

従来型個室

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 要介護 1	801 単位
(二) 要介護 2	850 単位
(三) 要介護 3	903 単位
(四) 要介護 4	957 単位
(五) 要介護 5	1,010 単位

多床室

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.6 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) ユニット型介護保健施設サービス費 (I)

(一) 要介護 1	689 単位
(二) 要介護 2	738 単位
(三) 要介護 3	791 単位
(四) 要介護 4	845 単位
(五) 要介護 5	898 単位

ユニット型個室

(2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費 (II)

(一) 要介護 1	689 単位
(二) 要介護 2	738 単位
(三) 要介護 3	791 単位
(四) 要介護 4	845 単位
(五) 要介護 5	898 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費（II）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間
（従来型個室に入所している期間が30日に満たない場合は、当該入所期間）において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費（II）を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（*）に該当する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること

・介護老人保健施設

8. 0㎡以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算

12 単位

ロ 栄養士配置加算

10 単位

注1 ※のイについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算

12 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護老人保健施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算

28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（**）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入所者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入所者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査

7 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	820 単位
b 要介護 2	930 単位
c 要介護 3	1,168 単位
d 要介護 4	1,269 単位

査により適切に評価されていること

- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)
*) 指定介護老人保健施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

7 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	671 単位
ii 要介護 2	781 単位
iii 要介護 3	1,019 単位
iv 要介護 4	1,120 単位

従来型個室

e 要介護 5 1,360 単位

(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1 760 単位
b 要介護 2 869 単位
c 要介護 3 1,029 単位
d 要介護 4 1,185 単位
e 要介護 5 1,227 単位

(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1 730 単位
b 要介護 2 841 単位
c 要介護 3 992 単位
d 要介護 4 1,149 単位
e 要介護 5 1,190 単位

v 要介護 5 1,211 単位

b 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1 802 単位
ii 要介護 2 912 単位
iii 要介護 3 1,150 単位
iv 要介護 4 1,251 単位
v 要介護 5 1,342 単位

多床室

(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護 1 611 単位
ii 要介護 2 720 単位
iii 要介護 3 880 単位
iv 要介護 4 1,036 単位
v 要介護 5 1,078 単位

従来型個室

b 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1 742 単位
ii 要介護 2 851 単位
iii 要介護 3 1,011 単位
iv 要介護 4 1,167 単位
v 要介護 5 1,209 単位

多床室

(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護 1 581 単位
ii 要介護 2 692 単位
iii 要介護 3 843 単位
iv 要介護 4 1,000 単位
v 要介護 5 1,041 単位

従来型個室

b 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1 712 単位
ii 要介護 2 823 単位
iii 要介護 3 974 単位
iv 要介護 4 1,131 単位
v 要介護 5 1,172 単位

多床室

(2) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a	要介護 1		690 単位
b	要介護 2		800 単位
c	要介護 3	ユニット型個室	1,038 単位
d	要介護 4		1,139 単位
e	要介護 5		1,230 単位

(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ)

a	要介護 1		690 単位
b	要介護 2		800 単位
c	要介護 3	ユニット型準個室	1,038 単位
d	要介護 4		1,139 単位
e	要介護 5		1,230 単位

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入院しており、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の療養型介護療養施設サービス費（ii）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の療養型介護療養施設サービス費（ii）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の療養型介護療養施設サービス費（ii）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成 17 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの 30 日間
（従来型個室に入院している期間が 30 日に満たない場合は、当該入院期間）において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、従来型個室に入院する者であって、次に掲げる各号のいずれかに該当するものに対して、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）を支給する場合は、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の療養型介護療養施設サービス費（ii）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の療養型介護療養施設サービス費（ii）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の療養型介護療養施設サ

ービス費(ii)を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること

・介護療養型医療施設(病院) 6. 4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算 12単位

ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注1 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること

- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護療養型医療施設であること

＊ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算

28 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊＊）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。

＊ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

＊＊ 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注 2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口に

よる摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

* * 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	801 単位
b 要介護 2	853 単位
c 要介護 3	905 単位
d 要介護 4	956 単位
e 要介護 5	1,008 単位

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	711 単位
b 要介護 2	757 単位
c 要介護 3	803 単位
d 要介護 4	849 単位
e 要介護 5	895 単位

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	652 単位
ii 要介護 2	704 単位
iii 要介護 3	756 単位
iv 要介護 4	807 単位
v 要介護 5	859 単位

従来型個室

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	783 単位
ii 要介護 2	835 単位
iii 要介護 3	887 単位
iv 要介護 4	938 単位
v 要介護 5	990 単位

多床室

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	562 単位
ii 要介護 2	608 単位
iii 要介護 3	654 単位
iv 要介護 4	700 単位
v 要介護 5	746 単位

従来型個室

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	693 単位
ii 要介護 2	739 単位
iii 要介護 3	785 単位
iv 要介護 4	831 単位
v 要介護 5	877 単位

多床室

(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	723 単位
b 要介護 2	775 単位
c 要介護 3	827 単位
d 要介護 4	878 単位
e 要介護 5	930 単位

ユニット型個室

(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護1	723 単位
b 要介護2	775 単位
c 要介護3	827 単位
d 要介護4	878 単位
e 要介護5	930 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室に入院しており、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*)に対して、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間(従来型個室に入院している期間が30日に満たない場合は、当該入院期間)において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を支給する場合には、それぞれ療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること

・介護療養型医療施設（診療所）

6. 4 m²以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算

12 単位

ロ 栄養士配置加算

10 単位

注 1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注 2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算

12 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること

ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算

28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊＊）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

＊ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

＊＊ 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

＊ 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 要介護 1	1,004 単位
b 要介護 2	1,075 単位
c 要介護 3	1,145 単位
d 要介護 4	1,216 単位
e 要介護 5	1,286 単位

検査により適切に評価されていること

- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)
*) 指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	855 単位
ii 要介護 2	926 単位
iii 要介護 3	996 単位
iv 要介護 4	1,067 単位
v 要介護 5	1,137 単位

従来型個室

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	975 単位
b 要介護 2	1,044 単位
c 要介護 3	1,112 単位
d 要介護 4	1,181 単位
e 要介護 5	1,249 単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	959 単位
b 要介護 2	1,026 単位
c 要介護 3	1,093 単位
d 要介護 4	1,161 単位
e 要介護 5	1,228 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1	986 単位
ii 要介護 2	1,057 単位
iii 要介護 3	1,127 単位
iv 要介護 4	1,198 単位
v 要介護 5	1,268 単位

多床室

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i)

i 要介護 1	826 単位
ii 要介護 2	895 単位
iii 要介護 3	963 単位
iv 要介護 4	1,032 単位
v 要介護 5	1,100 単位

従来型個室

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1	957 単位
ii 要介護 2	1,026 単位
iii 要介護 3	1,094 単位
iv 要介護 4	1,163 単位
v 要介護 5	1,231 単位

多床室

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i)

i 要介護 1	810 単位
ii 要介護 2	877 単位
iii 要介護 3	944 単位
iv 要介護 4	1,012 単位
v 要介護 5	1,079 単位

従来型個室

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1	941 単位
ii 要介護 2	1,008 単位
iii 要介護 3	1,075 単位
iv 要介護 4	1,143 単位
v 要介護 5	1,210 単位

多床室

(2) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1 日につき)

(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I)

a 要介護 1	874 単位
---------	--------

b 要介護 2		945 単位
c 要介護 3	ユニット型個室	1,015 単位
d 要介護 4		1,086 単位
e 要介護 5		1,156 単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅱ)

a 要介護 1		874 単位
b 要介護 2		945 単位
c 要介護 3	ユニット型準個室	1,015 単位
d 要介護 4		1,086 単位
e 要介護 5		1,156 単位

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入院しており、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成 17 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの 30 日間（従来型個室に入院している期間が 30 日に満たない場合は、当該入院期間）において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）を支給する場合は、それぞれ認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（＊）に該当する従来型個室に入所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

＊ 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟）6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
- ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
- ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること
- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていること

- もに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護療養型医療施設であること

＊ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算

28 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊）指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊＊）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。

＊ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

＊ ＊ 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注 2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して

経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（＊）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

＊ 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（＊）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（＊＊）指定介護療養型医療施設において行われていること。

＊ 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

＊ ＊ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

食事の提供に要する費用の額の算定表	
基本食事サービス費(1日につき)	2,120 円
注 1 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設の入所者又は入院患者について、当該食事の提供を行ったときに算定する。	
イ 食事の提供が、管理栄養士によって管理されていること。	
ロ 入所者又は入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。	
ハ 適時の食事の提供が行われていること。	
ニ 適温の食事の提供が行われていること。	
ホ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護保険施設において行われること。	
2 次のいずれかの基準に該当する食事の提供を行ったときは、次に掲げる区分に従って、1日につき次に掲げる額を所定額から減算する。	
イ 注 1 のロ及びホの基準に適合し、かつ、注 1 のイ、ハ又はニの基準のいずれかに適合しないこと(注 1 のイの基準に適合しないときは、食事の提供が栄養士によって管理されている場合に限る。)	200 円
ロ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていないこと、注 1 のロの基準に適合しないこと又は注 1 のホの基準に適合しないこと。	600 円
3 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、注 1 のロ及びホの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設が、別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1日につき 350 円を所定額に加算する。	

(削除)

(別紙2)

1. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定介護老人福祉施設について、ユニット型準個室の設備の基準を定めること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

2. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

- (1) 介護老人保健施設について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

3. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定介護療養型医療施設について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

4. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、滞在費及び食費を規定すること。
- (3) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、利用者が支払う滞在費及び食費は、利用者の書面による同意を得ること。

5. 利用者が支払う居住費・食費に関する指針

利用者が支払う居住費や食費については、次に定めるところにより取り扱うこと。

- (1) 居住費（滞在費を含む。以下同じ。）

利用者が支払う居住費の範囲は、居住環境の違い（個室、準個室、多床室）に応じて、ユニット型個室、ユニット型準個室及び従来型個室については室料及び光熱水費相当、多床室については光熱水費相当を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとすること。その際、当該施設における建設費用（修繕・維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）や近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準等を勘案すること。

- (2) 食費

利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとすること。

- (3) 特別な室料や特別な食費等との関係

利用者の選定に基づく特別な室料及び特別な食費については、一般の居住費（滞在費を含む。）及び食費に対する追加的費用であることを明確化した上で利用料を受領することとすること。

介護保険法等の一部を改正する法律の施行（平成 17 年 10 月 1 日施行分）に伴う介護報酬等の見直しに係る諮問の概要

I 基本的考え方

- 在宅と施設の給付と負担の公平性、介護保険給付と年金給付との調整の観点から、介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号。以下「改正法」という。）において、介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費を保険給付の対象外とすることに伴う所要の見直しを行う。
- 具体的には、居住費については、居住環境の違いを考慮しつつ、現在、施設介護サービス費等において包括的に評価している「居住（滞在）に要する費用」を保険給付の対象外とする見直しを行う。また、食費については、現行の基本食事サービス費等が廃止されることに伴い、給食管理業務を含めた栄養管理業務についてその在り方を見直した上で、施設介護サービス費等の加算として評価する。
- また、保険給付の対象外となる居住費・食費について、適正な契約の確保や利用者保護の観点から契約の手続を定めるなど、運営基準等の見直しを行う。

II 主な見直しの内容

1. 居住費（滞在費）に関連する介護報酬の見直し

介護保険施設

（1）介護報酬類型の見直し

介護保険施設の報酬類型を、居住環境の違いに応じ、①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室及び④多床室の 4 類型とし、ユニット型個室及びユニット型準個室については、ユニットケアを評価するとともに、4 類型それぞれについて、居住環境の違いを勘案した「居住に要する費用」を介護報酬から控除することとする。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

〈介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の改正内容〉

介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

（看護職員・介護職員の配置が3：1以上）

要介護1	677 単位／日
要介護2	748 単位／日
要介護3	818 単位／日
要介護4	889 単位／日
要介護5	959 単位／日



介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉

要介護1	577 単位／日
要介護2	648 単位／日
要介護3	718 単位／日
要介護4	789 単位／日
要介護5	859 単位／日

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉

要介護1	659 単位／日
要介護2	730 単位／日
要介護3	800 単位／日
要介護4	871 単位／日
要介護5	941 単位／日

〈ユニット型介護福祉施設サービス費の改正内容〉

ユニット型介護福祉施設サービス費

要介護1	784 単位／日
要介護2	831 単位／日
要介護3	879 単位／日
要介護4	927 単位／日
要介護5	974 単位／日



ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉

要介護1	641 単位／日
要介護2	688 単位／日
要介護3	736 単位／日
要介護4	784 単位／日
要介護5	831 単位／日

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉

要介護1	641 単位／日
要介護2	688 単位／日
要介護3	736 単位／日
要介護4	784 単位／日
要介護5	831 単位／日

介護老人保健施設（老人保健施設）

〈介護保健施設サービス費（Ⅰ）の改正内容〉

介護保健施設サービス費（Ⅰ）

（看護職員・介護職員の配置が3：1以上）

要介護 1	819 単位／日
要介護 2	868 単位／日
要介護 3	921 単位／日
要介護 4	975 単位／日
要介護 5	1,028 単位／日



介護保健施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉

要介護 1	702 単位／日
要介護 2	751 単位／日
要介護 3	804 単位／日
要介護 4	858 単位／日
要介護 5	911 単位／日

介護保健施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉

要介護 1	801 単位／日
要介護 2	850 単位／日
要介護 3	903 単位／日
要介護 4	957 単位／日
要介護 5	1,010 単位／日

〈ユニット型介護保健施設サービス費の創設〉

ユニット型介護保健 施設サービス費（新設）



ユニット型介護保健

施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉

要介護 1	689 単位／日
要介護 2	738 単位／日
要介護 3	791 単位／日
要介護 4	845 単位／日
要介護 5	898 単位／日

ユニット型介護保健

施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉

要介護 1	689 単位／日
要介護 2	738 単位／日
要介護 3	791 単位／日
要介護 4	845 単位／日
要介護 5	898 単位／日

介護療養型医療施設（病院・診療所）

〈療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の改正内容〉

療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ） 〈看護職員配置6:1以上・介護職員配置4:1以上〉		療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ-i）〈従来型個室〉	
要介護1	820 単位／日	要介護1	671 単位／日
要介護2	930 単位／日	要介護2	781 単位／日
要介護3	1,168 単位／日	要介護3	1,019 単位／日
要介護4	1,269 単位／日	要介護4	1,120 単位／日
要介護5	1,360 単位／日	要介護5	1,211 単位／日
		療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ-ii）〈多床室〉	
		要介護1	802 単位／日
		要介護2	912 単位／日
		要介護3	1,150 単位／日
		要介護4	1,251 単位／日
		要介護5	1,342 単位／日

〈ユニット型療養型介護療養施設サービス費の創設〉

ユニット型療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉		ユニット型療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	
要介護1	690 単位／日	要介護1	690 単位／日
要介護2	800 単位／日	要介護2	800 単位／日
要介護3	1,038 単位／日	要介護3	1,038 単位／日
要介護4	1,139 単位／日	要介護4	1,139 単位／日
要介護5	1,230 単位／日	要介護5	1,230 単位／日

ユニット型療養型介護療養施設サービス費（新設）

(2) 施設サービスの見直しに係る経過措置等について

- ① 従来型個室に係る介護報酬の適用に当たっては、既入所者及び新規入所者それぞれについて、次の経過措置を講ずることとする。また、当該経過措置の適用を受けている期間においては、特別な室料を求めることはできないこととする。

【既入所者について】

平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入所しており、かつ、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入所する者であって、過去 1 月間（従来型個室に入所している期間が 1 月間に満たないときは、当該入所期間）にわたり、当該個室に係る特別な室料を支払っていないものについては、当分の間、多床室に係る介護報酬を適用する。

【新規入所者について】

平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室に入所した者であって、次のいずれかに該当するものについては、多床室に係る介護報酬を適用する。

- ① 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該個室への入所期間が 30 日以内であるもの
- ② 居住する居室の居住面積が、一定以下（※）である者
（※）特養：10.65 m²、老健：8 m²、介護療養型：6.4 m²
- ③ 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

- ② 改正法において、低所得者については、特定入所者介護サービス費が創設されたことから、現行の小規模生活単位型介護福祉施設サービス費における低所得者加算（※）は廃止する。

※現在、低所得者については、居住費負担の軽減のため、保険料区分第 1 段階の場合 66 単位／日、保険料区分第 2 段階の場合 33 単位／日を加算。

- ③ 居住費を保険給付の対象外とすることに伴い、介護療養型医療施設において、特別な室料を徴収している場合に病院療養病床環境減算（Ⅲ）又は診療所療養環境減算（Ⅱ）を適用する現行の取扱いは、個室及び 2 人室については廃止する。（3 人室以上における取扱いは、現行と同様とする。）（通知事項）

※ なお、平成 17 年 3 月 31 日で職員配置に係る経過措置が廃止されたことに伴い、現行の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る次の施設サービス費については廃止する。

- ・ 介護老人福祉施設：介護福祉施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）、
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）、
旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）、
小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）
- ・ 介護老人保健施設：介護保健施設サービス費（Ⅱ）

(1) 介護報酬類型の見直し

短期入所生活（療養）介護についても、介護保険施設と同様に、報酬類型を居住環境の違いに応じ、①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室及び④多床室の4類型とし、ユニット型個室及びユニット型準個室については、ユニットケアを評価するとともに、4類型それぞれについて、居住環境の違いを勘案した「滞在に要する費用」を介護報酬から控除することとする。

(2) 従来型個室における短期入所生活・療養介護費の適用に係る経過措置について

従来型個室における短期入所生活・療養介護費の適用に当たっては、既入所者及び新規入所者それぞれについて、次の経過措置を講ずることとする。
また、当該経過措置の適用を受けている期間においては、特別な室料を求めることはできないこととする。

【既入所者について】

平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者であって、その利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていないものについては、当分の間、多床室に係る介護報酬を適用する。

【新規入所者について】

平成17年10月1日以後従来型個室を利用した者であって、次のいずれかに該当するものについては、多床室に係る介護報酬を適用する。

①感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

②滞在する居室の居住面積が、一定以下（※）である者

（※）特養：10.65㎡、老健：8㎡、介護療養型：6.4㎡

③著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

2 食費に関連する介護報酬の見直し

(1) 基本食事サービス費等の廃止

改正法において食費が保険給付の対象外とされたことに伴い、次の見直しを行う。

①介護保険施設

基本食事サービス費を廃止する。

②短期入所生活・療養介護

短期入所生活介護費及び短期入所療養介護費から食事に要する費用を控除する。

③通所介護・通所リハビリテーション

食事提供加算（※現在、39単位／日を加算）を廃止する。

(2) 栄養管理の評価について

栄養管理については、管理栄養士等の配置に主眼をおいた現行の評価の在り方を見直し、個々の入所者の栄養状態、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントを評価する観点から見直しを行うこととする。

①介護保険施設

介護保険施設においては、以下の観点から栄養管理に係る評価を行う。

i) 栄養管理体制に対する評価

常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置した場合に評価する。

栄養管理体制加算（新設）

管理栄養士配置加算 → 12 単位／日

栄養士配置加算 → 10 単位／日

ii) 栄養ケア・マネジメントに対する評価

入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントが行われた場合に評価する。

栄養マネジメント加算（新設） → 12 単位／日

※算定要件

- イ：常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
- ロ：医師、管理栄養士等が共同して、入所者ごとに栄養状態を把握し、個々人の摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮して栄養ケア計画を作成していること
- ハ：栄養ケア計画に従い栄養管理が行われているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ：栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直していること
- ホ：別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

iii) 経口摂取への移行に対する評価

経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として評価する。

経口移行加算（新設） → 28 単位／日

※ただし、経口摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取に移行するための栄養管理が必要とされるものについては、引き続き算定することができるものとする。

※また、経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価され、食形態の配慮等の経口摂取を進めるための適切な措置が講じられているなど、経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が行われた場合については、算定することができるものとする。

iv) 療養食に対する評価

医師の指示せんに基づく療養食（※）を提供した場合に評価する。

療養食加算（新設） → 23 単位／日

※療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

※算定要件

- イ：食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること
- ロ：入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われること
- ハ：別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

②短期入所生活・療養介護

短期入所生活・療養介護においては、以下の観点から栄養管理に係る評価を行う。

i) 栄養管理体制に対する評価

管理栄養士又は栄養士を1名以上配置した場合に評価する。

栄養管理体制加算（新設）

管理栄養士配置加算 → 12 単位／日

栄養士配置加算 → 10 単位／日

ii) 療養食に対する評価

医師の指示せんに基づく療養食（※）を提供した場合に評価する。

療養食加算（新設） → 23 単位／日

※療養食：医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

※算定要件

イ：食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること

ロ：入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われること

ハ：別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

3 居住費（滞在費）及び食費に関連する運営基準等の見直し

（１）居住費（滞在費）及び食費の支払いに係る適正な手続の確保

介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護について、事業者が利用者に居住費（滞在費）及び食費の支払いを求めるに際しては、透明性の確保、利用者保護の観点から、書面による利用者の同意を得ること等手続の適正化を図る。

（２）居住費（滞在費）、食費の範囲等

①居住費（滞在費）

利用者が支払う居住費（滞在費）の範囲は、居住環境の違いに応じて、ユニット型個室、ユニット型準個室及び従来型個室については室料及び光熱水費相当、多床室については光熱水費相当を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとする。

②食費

利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとする。

③特別な室料や特別な食費等との関係

利用者の選定に基づく特別な室料及び特別な食費については、一般の居住費（滞在費）及び食費に対する追加的費用であることを明確化した上で利用料を受領することとする。

（３）居住環境に応じた設備基準等の見直し

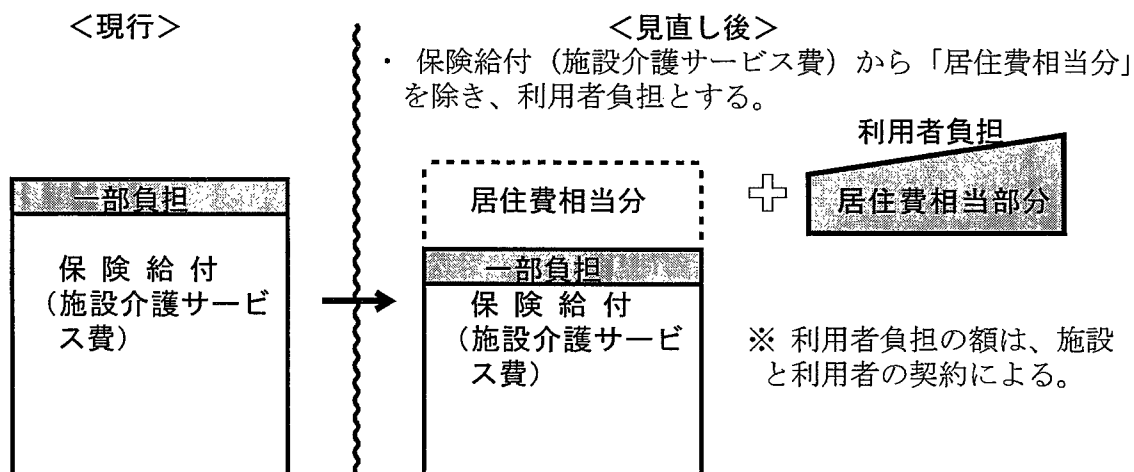
介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を定める。

施設給付等の見直しについて (平成17年10月1日施行)

- 介護保険法改正に伴い、介護保険施設等について、
- (1) 居住費及び食費を保険給付の対象外とするとともに、
 - (2) それに関連して介護報酬の見直しを行う。
 - (3) ただし、低所得者については、「負担上限額」を設定し、介護保険から一定の補足給付を行う。

1. 居住費について

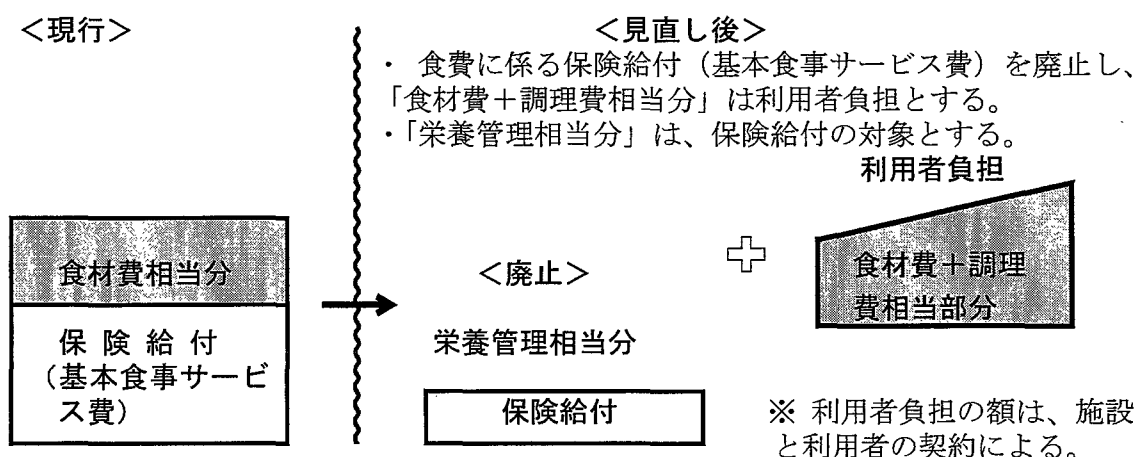
- 介護保険施設入所者（短期入所を含む）について、「居住費相当分」を保険給付（施設介護サービス費）から控除し、利用者負担とする。



2. 食費について

○ 介護保険施設入所者（短期入所者を含む）の「食費」に係る保険給付（基本食事サービス費）及び通所サービスの「食事提供加算」を廃止し、これに伴い「食材費＋調理費相当分」は利用者負担とする。

○ ただし、「栄養管理相当分」は、その在り方を見直した上で、保険給付の対象（「施設介護サービス費」に加算）とする。



3. 利用者負担について

○ 居住費及び食費に係る利用者負担額は、「利用者と施設の契約」によって決められる。これについては、適正な手続きの下での合意を確保する観点から、ガイドラインを策定する。

○ 低所得者については負担上限額を設定し、介護保険から一定の「補足給付」（「特定入所者介護サービス費」の支給）を行う。

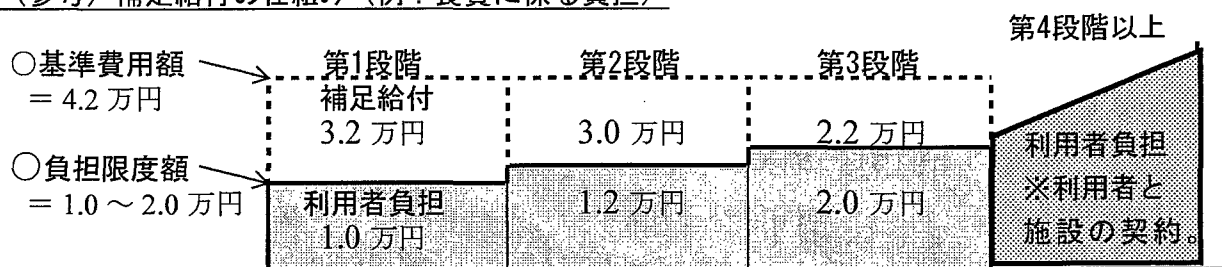
＜利用者負担の変化と補足給付の仕組み＞

補足給付の対象者

利用者の所得段階	第1段階 (生活保護受給者)	第2段階 (年金 80 万円以下)	第3段階 (年金 80 万円超 266 万円以下)	第4段階以上 (年金 266 万円超)
特養多床室ケース 利用者負担計	月 2. 5万円 (現行と同じ)	月 3. 7万円 (負担を軽減)	月 5. 5万円 (負担上昇を抑制)	月 8. 1万円※
従来の負担額	2. 5万円	4. 0万円	4. 0万円	5. 6万円
入所者割合	20%	25%	38%	16%

※ 第4段階以上の入所者の「居住費」と「食費」は、利用者と施設の契約によるため、ここでは標準的な負担額を示している。

(参考) 補足給付の仕組み (例: 食費に係る負担)



<参 考>

財政影響

○ 平成17年度予算ベース (平成17年10月施行)

- ・介護保険給付費 ▲1,300 億円
(うち国費) (▲400 億円)

○ 平年度ベース

- ・介護保険給付費 ▲3,000 億円 (▲5%)
(うち国費) (▲1,000 億円)

- ・介護保険料 (※) への影響 1月あたり 平均▲200 円

※平成18～20年度の第3期事業運営期間ベースで計算した場合

(参考) 特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費		利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
								居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5 (4.5-5.5)	1.5	- (2.0-3.0)	1.0	⇒	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5		3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5		5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6		8.1 (12.8)	2.9 (2.6)	(参考) 標準的なケース 1.0 (6.0)		4.2

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。

注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、

(1) 利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、

(2) 利用者負担段階が1段階上昇する者については、社会福祉法人による減免措置を適用し、

その負担軽減を図ることを検討。

(参考) 介護老人保健施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費		利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
								居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5	1.5	-	1.0	⇒	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	}
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5		3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5		5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	5.9	3.3	-	2.6		8.3 (13.0)	3.1 (2.8)	1.0 (6.0)	4.2	

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。

注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、その負担軽減を図ることを検討。

(参考) 介護療養型医療施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費		利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
								居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5	1.5	-	1.0	⇒	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	}
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5		3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5		5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	6.3	3.7	-	2.6		8.9 (13.9)	3.7 (3.7)	1.0 (6.0)	4.2	

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注5) 利用者負担第4段階以上(市町村民税課税層)であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。

注6) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、その負担軽減を図ることを検討。

特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費に関する
食費及び居住費(滞在費)の基準費用額及び負担限度額

特別養護老人ホーム

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従 来 型 個 室	1,150	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従 来 型 個 室	320	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従 来 型 個 室	420	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従 来 型 個 室	820	
多 床 室	320	

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	1,310	
多 床 室	320	

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	1,310	
多 床 室	320	

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,150	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	320	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	420	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	820	
多 床 室	320	

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	1,310	
多 床 室	320	

分介発第0714001号

平成17年7月14日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 彌

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成17年7月14日厚生労働省発老第0714001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。

今回の介護報酬の見直しは、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）に基づき、平成17年10月1日より介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費が保険給付の対象外となることに伴うものである。当分科会においては、今後、平成18年4月に予定されている次期介護報酬の見直しに向けた検討を進めていくが、その中では在宅ケアの推進に関する課題をはじめ、今回の見直しに関する当分科会の審議の中で提起されたユニット型個室等と多床室との介護報酬設計のバランス、質の向上の観点からの人員配置の在り方、利用者の居住環境の改善等の諸課題についても検討することが必要であると考える。

なお、今回の見直しは、施行までの準備期間が短期間であることから、施設等の現場における円滑な実施が進み、また利用者への配慮が確保されるよう、厚生労働省は保険者等と協力して十分な準備支援体制を早急に確保することを強く要請する。